

23区初 マイクロ水力発電 完成

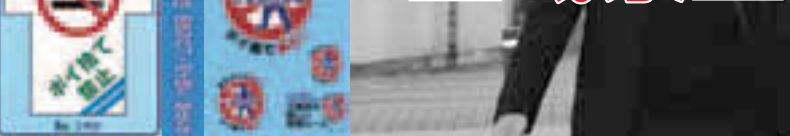
小さな流れを有効活用 3/18(水)



若洲風力発電施設に続く、区の新たな再生可能エネルギーのシンボルとして、横十間川親水公園水門橋に23区で初めてのマイクロ水力発電施設を整備します。
 身近で発電の様子を見られる環境学習施設として、また、「水彩都市・江東」を象徴する観光資源として活用します。

▲区の新たな再生可能エネルギーのシンボルが完成します (画像はイメージです)

江東区内は 歩きたばこ・ポイ捨て 全域禁止



▲ポスター(左)、ステッカー(中央)、シール(右) **マナーを守ってみんなが快適なまちに**

区では、「江東区歩行喫煙等の防止に関する条例」を施行し、歩きたばこや自転車等に乗りにがらの喫煙・吸い殻のポイ捨てを区内全域で禁止しています。これまで違反者に対して直接注意や周知・啓発活動を行ってきましたが、いまだに多くの苦情が寄せられています。誰もが安全で快適なまちにするためにご協力をお願いします。

[多く寄せられる苦情]
 ○通勤途中のサラリーマンがポイ捨てしていき○駅から離れた場所で歩きたばこをしている○自転車や原付バイクに乗りにがら喫煙している

これらの行為は条例違反です。今すぐやめましょう。

区は右表の区内10駅周辺および2か所の区立公園を「禁煙重点地区」に指定し、朝夕の通勤時間帯、

公園では日中の時間帯に立ち止まった喫煙も禁止しています。近隣の歩きたばこやポイ捨てでお困りの方、啓発品の掲示にご協力いただける方にポスター・ステッカー・シールを差し上げています。掲示・貼付は私有地内にお願います※電柱や道路標識などの公共物には掲示・貼付できませんのでご注意ください。

☎ 環境保全課環境美化係 ☎3647-9373

禁煙重点地区の概要

指定時間	指定地域
7:00~9:00 17:00~19:00	亀戸駅、住吉駅、森下駅、清澄白河駅、南砂町駅、東陽町駅、木場駅、門前仲町駅、新木場駅、豊洲駅
7:00~19:00	亀戸駅前公園、南砂3丁目公園

※指定地域内には、立て看板・路面シートが設置されています。



※三島橋工事中のため、一部通行止めがありますのでご注意ください

水力発電は、水の落差(高低差)と水の量を利用して発電するもので、主に山間部に導入されてきましたが、近年の技術開発により落差の少ない都市の低平地でも導入が可能になりました。設置場所は海水に近い塩分濃度であるため、目には見えませんが塩害対策も施しています。

電力は表示モニターや水門橋のライトアップに利用
 発電出力は1kW程度で、発電

した電力は水門橋上に設置する表示モニターやライトアップ用LEDに使われます。表示モニターでは発電量等を知らせるほか、2台のモニターを使い環境学習や周辺の観光情報を提供します。夕方からは水門橋がライ

トアップされますのでクローバー橋からご覧ください。
 スポーツ会館側の北砂水上公園に設置した双眼鏡で水車が回転する様子も確認できます。
 場 横十間川親水公園水門橋 (扇橋3-22先)

オープニングイベント 橋の上のイベント 3/18(水)

自転車や手回しの発電機で発電した電力を使い、カプセルおもちゃを出したり、風船を膨らませたりします。発電出力も表示されるので、人力と水力のエネルギーの大きさ、大切さを体感してください。マイクロ水力発電をイメージした景品も用意しています。たすけくんやコトミちゃんも、遊びに来ます(午前11時・午後1時・午後3時)。当日はオープニング式典が行

われ、和船やカヌーによる水上パレードも予定しています。
 時 3月18日(水)「イベント」
 午前10時半~午後4時(式典 午前10時~10時半) 場 横十間川親水公園水門橋の上※悪天候の場合は男女共同参画推進センター(扇橋3-22-2)
 申 当日直接会場へ
 問 温暖化対策課環境調整係
 ☎(3647)6124



麻疹風しん混合(MR)ワクチン 水痘(水ぼうそう)ワクチン

忘れずに接種を

麻疹ウイルスは、感染力が非常に強く特効薬もないため、かかると重症化しやすい病気で、風しんウイルスも特効薬がなく、大人が風しんにかかるとこどもの場合より重症になることが多いと言われています。妊娠早期の女性が風しんにかかった場合、先天性風しん症候群という病気をを持った赤ちゃんが生まれる可能性が高くなります。

麻しん・風しんの予防には2回のワクチン接種が必要です。麻しん風しん混合(MR)ワクチンは、1期1歳になってから2歳になるまでの1年間)と2期(小学校就学前の4月から3月までの1年間)で2回接種します。それぞれ法定接種期間が定められていますので、期間内に接種してください。

小学4年生の任意接種期間(無料)は3月31日(火)まで

区では、2歳を過ぎてから小学校4年生の年度末までは、任意接種期間(無料)を設けています。事情により法定接種期間内に接種できなかった児童は、母子手帳を持参のうえ、江東区指定医療機関で2回接種してください。

特に小学校4年生で、合計2回接種していない方は、必ず3月31日(火)までに接種を済ませてください。

なお、任意の予防接種は予防接種法に基づかない接種となるため、万一健康被害が発生した場合、予防接種法の救済の対象にならないので、区が加入する賠償保険等による救済の対象となり、救済内容が法定接種とは異なります。

水ぼうそうの予防接種 経過措置は3月31日(火)まで

平成26年10月1日から、水痘(水ぼうそう)ワクチンが定期予防接種に導入されました。水痘はうつりやすい病気で、かかると熱がでたり、かゆみを伴う赤い水疱ができ、まれですが、重くなると命に関わることもあります。

水痘ワクチンを1回接種すれば水痘にかかることはあるものの重症になることはほとんどなくなり、2回接種すれば、水痘にかかることもほとんどなくなるといわれています。

定期予防接種の対象は1歳から3歳未満の方で、2回接種しますが、3月31日(火)までは経過措置として、3歳から5歳未満の方で、今まで水痘にならなかったことがない方、かつ今まで1回も水痘ワクチンを接種していない方は、1回のみ、定期接種として接種することができま

対象の方は、江東区指定医療機関で、予防接種を受け取り接種することができま

手帳で接種履歴を確認し、接種可能な回数の接種を受けてください。

保健所保健予防課保健係 ☎(3647)5906

を体験したい方10人(抽選、結果は3月中旬ごろに通知) ※単身参加の場合、裏方としての作業や希望により運営のお手伝いへも協力していただきます ※炎天下での作業、鎌など農具を使用するため、未就学児同伴での参加はできません 費 一人年間300円(保険料)

2月27日(金) 必着

往復はがきに①住所②電話番号③参加者全員の氏名(ふり

特別永住者や特別永住者から帰化した方等で、国民年金の制度上、老齢基礎年金等を受給できない高齢者、または重度の障害があり障害基礎年金等を受給できない方に給付金を支給します。申請方法など詳細はお問い合わせください。

無年金の在日外国人の方等に 特別給付金

国民年金制度対象外のため 受給資格を得られなかった方へ

神保福祉手帳1級・2級)で障害基礎年金の受給資格がない方

①15,000円
②30,000円

医療保険課特命担当 ☎(3647)3166 FAX(3647)8443

区では、皆さんに楽しいひとときを過ごしていただけるよう、区民保養施設を開設しています。どうぞご利用ください。

4月1日の利用(宿泊)から「おんやど恵」はチェックインの時間が午後2時から午後3時に変更となります。また、「ホテル暖香園」は一人での利用が可能になります ※利用日などの制限がありますので、詳細は下表をご覧ください。

利用できる区内在住の方 ※高校生以下の方だけの利用はできません。

施設料金 下表のとおり
利用日数 2泊3日まで
申込方法 区役所、各出張所・図書館・文化センター・福祉会館・児童館にある申込専用往復

申込はすべて無効)

4/12	入学式、田んぼ探検
4/19	田おこし、苗床づくり
5/10	代かき
5/24	田植え
6/14	自然観察
7/5	わら細工
8/23	かかし作り
9/27	稲かり、ハザがけ
10/11	脱穀
11/8	卒業式、収穫祭

※秋の予定は天候により変更あり

違反屋外広告物 除却協力員を募集

迷惑なはり紙をなくしてきれいな街に

私たちのまわりの電柱や街路灯等に掲出されている違反屋外広告物(はり紙等)は、見苦しく街の美観を損ねます。区では、お住まいの周辺で違反屋外広告物を除却していただける協力員(ボランティア)を募集しています。

①区内在住または在勤、在学で20歳以上の方、3人以上のグループ

申込期間 利用したい月の2か月前の1日~17日まで(消印有効) ※公開抽選 毎月22日(閉庁日の場合は原則その前日)に区役所で受付順位を決める公開抽選を実施。結果ははがきで通知

空室申込 利用したい月の前月の1日から、利用したい日の3日前まで次の委託会社で受付。なお、利用日間の申込の場合は、利用承認書を委託会社の窓口まで受け取りに行ってください。

委託会社(株) 日本旅行
平日・新宿法人営業部(午前10時~午後5時半)
☎(5369)3950

地域振興課地域振興係 ☎(3647)4962

区民保養施設のご利用を!

温泉宿でくしんぎのひととき

区では、皆さんに楽しいひとときを過ごしていただけるよう、区民保養施設を開設しています。どうぞご利用ください。

4月1日の利用(宿泊)から「おんやど恵」はチェックインの時間が午後2時から午後3時に変更となります。また、「ホテル暖香園」は一人での利用が可能になります ※利用日などの制限がありますので、詳細は下表をご覧ください。

利用できる区内在住の方 ※高校生以下の方だけの利用はできません。

施設料金 下表のとおり
利用日数 2泊3日まで
申込方法 区役所、各出張所・図書館・文化センター・福祉会館・児童館にある申込専用往復

申込はすべて無効)

施設名	借上室数	利用人数	利用料金				備考
			利用日	中学生以上	小学生	3歳以上の未就学児	
鬼怒川プラザホテル(栃木県日光市)	和室 2~5室 (時期により借上室数が変更)	3~5人	①期間	9,380円	6,660円	4,760円	
			②期間	7,000円	5,000円	3,570円	
			③期間	6,040円	4,330円	3,090円	
ホテル暖香園(静岡県伊東市)	和室 3~5室 (時期により借上室数が変更)	2~4人	①期間	10,330円	7,190円	5,230円	
			②期間	7,470円	5,190円	3,810円	
			③期間	6,520円	4,520円	3,330円	
湯本富士屋ホテル(神奈川県箱根町)	和洋室 4~5室 (時期により借上室数が変更)	2~6人	①期間	12,000円	8,400円	6,000円	
			②期間	9,000円	6,300円	4,500円	
			③期間	8,000円	5,600円	4,000円	
おんやど恵(神奈川県湯河原町)	和室 4室	3~5人	①期間	10,000円	7,000円	5,000円	
			②期間	7,500円	5,250円	3,750円	
			③期間	6,500円	4,550円	3,250円	

①期間 12/31~1/31 ②期間 4/28~5/4、7/21~8/31および③期間以外の休前日 ③期間 ①②期間以外の日 ※ホテル暖香園の一人利用は「③期間」のみ利用可能で、利用したい日の14日前から3日前まで委託会社で受付。

エコサポーター

「エコサポーター」募集

来館する子どもたちの環境学習をお手伝い

えこつくる江東では、展示室を案内し、区民の環境学習をサポートするボランティアスタッフ「エコサポーター」を募集します。自身のエコライフ体験談も交えてコミュニケーションを図れる、楽しい活動です。えこつくる江東で、自分の生活と地球環境のつながりを学ぶ、その橋渡しをしませんか。

人と話すのが好きな方、環境やエコライフに興味のある方、子どもたちの環境学習に関心のある方、ぜひ「エコサポーター活動説明会」にご参加ください。活動内容や参加登録の説明、現

区政取手線

区長室から



区長 山崎孝明

成人おめでとう チャレンジ精神を忘れずに

1月12日、ティアラこうとうで成人式が開催されました。多くの新成人の皆さんが参加し、久しぶりの再会に喜びあう笑顔と、振袖や羽織袴、スーツ姿であふれる会場は華やかな雰囲気になりました。新成人をはじめ、ここまで育て上げたご両親、ご家族の皆様にあらためてお祝いを申し上げます。

また当日は寒さ厳しい中、成人式の運営にご協力いただいた皆様、感謝を申し上げます。昨年、ノーベル物理学賞を受

江東区でいっしょに 協賛企業・団体を募集

5/17(日)開催

江東区こどもまつりは、「遊びはこどもの未来をつくる」をメインテーマに、都立猿蓑恩賜公園を中心に開催しています。27回目となる今年は5月17日(日)に開催します。

開催にあたり、協賛いただける企業や団体を募集します。協

「ふれあいサービス」

家事・介護・産前産後のお手伝い

ふれあいサービスは、高齢の方から障害のある方、産前産後の世帯など援助が必要な方を対象に、家事や介護のお手伝いを

して下さる協力会員(有償ボランティア)を募集しています。行動の先には新たな道が開けます。それが「常に新しいチャレンジを」の精神だと思っています。

成人式当日の1月12日は、2020年東京オリンピック開催日

の日の、2020日前という節目の日でした。数多くの競技施設を抱える江東区は、5年後の東京オリンピック・パラリンピック開催を契機に更なる発展を遂げます。新成人の皆さんはその時をどう迎えるのでしょうか。

世界の中の国にいても、あのま

就活のキホン 面接マナーや自己PR方法を学ぼう

2/26(木)

新規採用をめざす学生と既卒者(卒業後3年以内)を対象とした就職対策セミナーです。「志望する業界が決まっている」「アピールするのが苦手」など、就職活動に向けて不安を抱えていませんか?この講座では自己PRの仕方や企業研究の方法などを習得します。

2月26日(木)午後6時~9時 場江東区文化センター6階第1会議室(東陽4-11-13)

区内在住・在学・在勤のおおむね18歳~25歳までの方30人

おむね18歳~25歳までの方30人

お問い合わせ先

お問い合わせ先

ファミリーサポート

支え合おう地域の子育て

育児の手助けが必要な方(生後57日~小学校3年生までの児童の保護者)を援助して下さる協力会員を募集しています。

活動内容協力会員の自宅での一時預かり、保育園・幼稚園への送迎、その後の預かりなど

活動時間午前7時~午後10時

(抽選)費無料

自己分析、企業研究、面接ルールプレイングなど

2月14日(土) 必着

電話またはファクス、はがき、メールに①講座名②住所③氏名(ふりがな)④年齢⑤電話番号を記入し、〒136-0011 亀戸7-1-41 16 青少年センターへ

お問い合わせ先

お問い合わせ先

お問い合わせ先

深川江戸資料館

江東区ゆかりの横綱

大鵬と阿武松 トークと落語

江東区ゆかりの力士の中でも特に有名な第48代横綱・大鵬と、第6代横綱・阿武松に焦点をあて、トークでは大鵬夫人と佐藤祥子さんの対談で知られざる大鵬に迫ります。また、落語では

出世断を紹介いたします。

税の申告はお早めに

2/16(月)～3/16(月)

税理士会が行う所得税還付申告は3月3日(火)から受付

住民税

区から住民税の申告書を2月12日(木)に発送します(受付は2月16日(月)～)。
別表(5面)の特別区民税・都民税申告受付場所で申告してください。

申告の必要な方

平成27年1月1日現在、区内在住で、前年中(平成26年1月～12月)に収入のあった方のうち申告不要とされていない方
「申告に必要なもの」
①収入・所得を確認できるもの(給与や年金の源泉徴収票、給与明細書等) ②社会保険料(健康保険や国民年金)の領収書等 ③生命保険料・地震保険料等の控除証明書④身体障害者手帳等 ⑤医療費の領収書等⑥印鑑

所得税の確定申告をする方

あなたの申告は？

○ここでは、主な例を挙げましたが、これに該当しない場合もあります。詳細は、税務署または区役所課税課にお問い合わせください。

あなたの場合	区役所に申告(住民税)	税務署に確定申告(所得税)
① 収入は給与と所得のみで年末調整をしている。所得税・住民税は給与から差し引かれている	不要です※1	不要です(医療費等の控除税場の追加をする必要がなく、税金が還付されます)
② 給与収入が2,000万円を超えている	必要です(所得税で確定申告された方は不要です)	必要です(還付を受ける場合は申告することができます)
③ 給与以外の所得が20万円を超えている		
④ 給与を2か所以上から受けている		
⑤ 昨年途中で退職し、年末調整されていない		
⑥ アルバイト・パート収入が103万円を超える(年末調整されてなく、基礎控除以外の控除はない)	必要です	必要です
⑦ アルバイト・パート収入が103万円以下	不要です※2	不要です(源泉徴収されている方は、税金が還付されます)
⑧ 公的年金収入のみで年金収入が400万円以下(2か所以上のところから支給されている場合はその合計)	不要です※2	不要です(還付を受ける場合は申告することができます)
⑨ 上記⑧の方のうち、65歳以上で年金収入が155万円以下または65歳未満で年金収入が105万円以下の方	不要です※2	不要です(還付を受ける場合は申告することができます)
⑩ 障害年金・遺族年金を受けていて、他に所得なし	不要です※3	不要です
⑪ 昨年の収入なし	不要です	不要です

※1 勤務先からの報告がありますので、申告は不要です。
※2 公的年金の支払先からの報告がありますので、申告は不要です。
※3 非課税証明書の発行や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険などの基礎資料となりますので、収入の有無にかかわらず、申告が必要な場合があります。

○勤務先から給与支払報告書が提出されている方
○公的年金収入のみで医療費等の控除の追加のない方など
※申告の必要のない方でも、非課税証明書の発行や国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険等の基礎資料となるため、申告が必要な場合があります。

平成27年度住民税の主な改正点

「住宅借入金等特別税額控除の延長および拡充」
住宅借入金等特別税額控除について、適用期間を4年間(平成26年1月1日～平成29年12月31日)延長し、さらにその期間のうち、平成26年4月1日～平成29年12月31日までに居住を開始された方で、住宅取得に係る消費税等の税率が8%または10%の場合は、控除限度額が136,500円に拡充されます。

住宅借入金等特別税額控除の延長および拡充

居住年月日	改正前		改正後	
	～平成25年12/31	平成26年1/1～平成26年3/31	平成26年4/1～平成29年12/31(※)	平成29年12/31(※)
住民税控除限度額	所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)	所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)	所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)

※平成26年4/1から平成29年12/31までの控除限度額は、住宅取得に係る消費税等の税率が8%または10%の場合に限られ、それ以外の場合における控除限度額は、改正前と同様です。

「上場株式等の配当所得および譲渡所得に係る10%軽減税率の廃止」
上場株式等の配当・譲渡所得は、平成25年12月31日までは10%(所得税7%、住民税3%)の軽減税率が適用されていましたが、同日をもって廃止となり、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%(所得税15%、住民税5%)が適用されます。

所得税

税務署での申告は2月16日(月)～3月16日(月)

「所得税および復興特別所得税の確定申告」とは
毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額とそれに対する所得税および復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金等との過不足を精算する手続きです。

「確定申告が必要な方」
○事業収入や不動産収入などがあり、収入金額から必要経費を差し引いた所得の合計額が所得控除の合計額を超える方

個人住民税は特別徴収で

区分	平成21年1/1～平成25年12/31	平成26年1/1～
金融商品取引業者等を通じた譲渡等	10%(所得税7%、住民税3%)	20%(所得税15%、住民税5%)
上記以外	20%(所得税15%、住民税5%)	

地方税法上、給与所得者は原則として特別徴収の方法により住民税を徴収することと明記されています。東京都では、法令順守を基本にオール東京で特別徴収を推進しています。

○給与の収入金額が2千万円を超える方
○2か所以上から給与を受けている方
○給与収入があり、給与所得以外の所得金額が20万円を超える方
国税庁ホームページで申告書の作成が手軽に
国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用すれば、税額等が自動計算され、計算誤りのない申告書を作成できます。国税庁ホームページでは他にも税務手続に関する申請・届出様式を掲載しています。
HP <http://www.nta.go.jp>

申告書の提出はe-Tax

申告書はe-Tax(国税電子申告・納税システム)による送信や郵便等による送付または税務署の時間外文書受箱への投かんにより提出ができます。
「電戸・大島・北砂・東砂・南砂・新砂にお住まいの方の提出先」
江東東税務署(電戸2-17-8)
江東東税務署(大島2-16-12)
江東東税務署(北砂2-16-12)
江東東税務署(南砂2-16-12)
江東東税務署(新砂2-16-12)

復興特別所得税

平成25年～49年までの各年分については、復興特別所得税(原則として各年分の所得税額の2.1%)を、所得税と併せて申告・納付することとされています。確定申告書の作成にあたっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。なお、還付申告の方も含め、申告されるすべての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

確定申告等の障害者控除認定書

要介護度1以上で条件に該当する65歳以上の方に発行

平成26年12/31(基準日)において、次の条件に全て該当する方を対象に、確定申告および住民税申告で障害者控除の適用を受けることができる「障害者控除対象者認定書」を交付します。なお、基準日現在、要介護4・5の方は、区の住民税申告時に限り、認定書かわりに介護保険被保険者証を窓口で提示または写しを添付することで障害者控除を受けることができます。詳しくは区ホームページをご覧ください。

△ 次の条件にすべて該当する方○区内在住で65歳以上○介護認定が要介護1～5※要支援1・2の方は該当しません○区で定めた身体等の条件に該当する※介護認定を受けていなくても常に寝たきりで排せつ等の日常生活に支障のある場合には該当します ㊦ 申請書(区ホームページから入手)、申請者の身分証明書の写し、対象者の介護保険証の写し、82円分の切手を貼った封筒に郵送先を記入したものを、〒135-8383区役所高齢者支援課高齢者相談係(区役所3階10番)へ郵送、または申請者の身分証明書および対象者の介護保険証を持参し、窓口で☎3647-4324、FAX3647-9247

により税金が還付されます。
○災害や盗難、横領により住宅や家財などの資産に受けた損害などについて雑損控除を受ける方
○病気やけがなどで支払った多額の医療費について医療費控除を受ける方
○家屋を住宅借入金等で新築や購入、増改築等をして、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除を受ける方など

公的年金を受給している方は要件を満たせば申告が不要

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下(複数から受給されている場合は、その合計額)で、公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税および復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。
※この場合でも、還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。
※復興特別所得税の記載を忘れずにお願います。
※公的年金等に係る雑所得以外の所得があり、その所得金額が20万円以下で所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

確定申告すれば税金が戻る方
給与所得者で確定申告の必要のない方でも、次のような場合で、源泉徴収された税金が納め過ぎになっている場合、還付を受けるための申告(還付申告)を行います。

確定申告による所得税および復興特別所得税の納期限は3月16日(月)です。申告書の提出後に、納付書の送付や納税通知等による納税のお知らせはありません。納付には便利な振替納税をぜひご利用ください。